

介護保険制度における地域区分の見直しを求める意見書

介護報酬の算定に係る地域区分については、報酬単価の大幅な変更を緩和する観点から令和2年度末までの経過措置として、武蔵村山市は、本来7級地、3%の地域区分であるが、経過措置により6級地、6%とされているところである。

しかしながら、本市においては、近隣市と給与水準、家賃水準がほぼ同じ水準であるにもかかわらず、介護報酬の算定上不均衡が生じており、現地域区分の水準が今後においても継続される場合には、介護サービス事業者の経営の悪化及び本市からの撤退並びに介護従事者的人材の流出等の懸念があり、本市民は地域の質の高い多様なサービスを享受する機会が低下し、地域福祉を推進する上で大きな弊害が生じる可能性がある。

よって、武蔵村山市議会は、国会及び政府に対し、次期の介護報酬の改定においては、本市に適用される地域区分について、5級地、10%の地域区分として、見直しを実施するよう強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出する。

令和2年3月25日

武蔵村山市議会議長

沖野清子

衆議院議長	大島理森殿
参議院議長	山東昭子殿
内閣総理大臣	安倍晋三殿
厚生労働大臣	加藤勝信殿